

Contents

- I. 2013 年会社法コンプライアンス規制一覧表(上場、公開、非公開会社別)
- II. お知らせ

I. 2013 年会社法コンプライアンス規制一覧表(上場、公開、非公開会社別)

弁護士 布川 俊彦

インド企業省 (Ministry of Corporate Affairs) は、2014 年 3 月 26 日付通知により、2013 年会社法 (Companies Act, 2013) の一部の条項及び一部の会社法規則 (Companies Rules, 2014) が 2014 年 4 月 1 日から施行される旨を公表しました。新たに施行された 2013 年会社法の条項及び会社法規則には、インド居住取締役、女性取締役、独立取締役の選任等、コンプライアンス上重要な規定が多数含まれており、インドに進出している日系企業においても対応が必要となります。

また、インド企業省は、2014 年 6 月 25 日付の通知 (general circular) により、外国会社の子会社にはみなし公開会社の規制が解釈上も及ばない旨を明らかにしました。1956 年会社法上は、みなし公開会社規制が、日本企業のインド子会社を非公開会社としようとする場合の障壁となっていました。上記通知により、日本企業のインド子会社にはみなし公開会社規制が及ばないことが解釈上も明らかになりました。今後は、これまでみなし公開会社規制により公開会社とみなさざるを得なかったインド子会社につき、そのインドにおけるオペレーションの規模・態様によっては、2013 年会社法が公開会社に課す厳しいコンプライアンス規制を回避すべく、公開会社から非公開会

社への転換を検討する日本企業も増えてくることが予測されます。

このような状況に鑑みて、当事務所では、インドの現地法人が遵守すべき主要なコンプライアンス規制が一目で分かるように、会社の種類別(上場、公開、非公開会社)に、各会社がどのようなコンプライアンス規制の対象となるかをまとめた一覧表を作成しました。ご参考にしていただけると幸いです。

下記の一覧表で言及されている 2013 年会社法及び会社法規則の略称は以下の通りです。

- 2013 年会社法 (Companies Act, 2013) : 「法」
- 会社法規則 (Companies (Accounts) Rules, 2014) : 「Accounts 規則」
- 会社法規則 (Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules, 2014) : 「Directors 規則」
- 会社法規則 (Companies (Meetings of Board and its Powers) Rules, 2014) : 「Board 規則」
- 会社法規則 (Companies (Appointment and Remuneration of Managerial Personnel) Rules, 2014) : 「Managerial 規則」
- 会社法規則 (Companies (Appointment and Remuneration of Managerial Personnel) Amendment Rules, 2014) : 「Managerial 修正規則」
- 会社法規則 (Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014) : 「CSR 規則」

なお、インド企業省は、2014年6月26日付の通知により、居住取締役(2013年会社法149条3項)の居住要件の判断基準を明らかにしています。それによれば、居住要件の起算日は同項施行日の2014年4月1日となることから、最初の「前暦年」は2014年度、具体的には2014年4月1日から12月31日になるとしています。最初の「前暦年」が2014年度となることからすると、居住取締役を実際に選任しなければならないのは2015年度(2015年1月1日から12月31日)からであると考えるのが素直ではありません。しかし、上記通知は、居住取締役の居住要件の判断基準を明らかにしているものの、実際に居住取締役を選任しなければならない時期については明示していません。さらに、同通知は、2014年4月1日から同年9月30日までの間に新規に設立された会社は、設立から6か月以内に居住取締役を選任する必要があること、それ以降に新規に設立された会社は、設立時から居住取締役を選任する必要があるとしています。この場合の「前暦年」は2013年度と解する

他なく、最初の「前暦年」を2014年度とする上記と矛盾するようにも読めます。さらに、2014年10月1日以降に設立された会社が即時に居住取締役を選任しなければならないとされていることからすると、既存の会社については居住取締役を実際に選任しなければならない時期を2015年度以降であるとするのはややバランスを失するようにも思えます。いずれにせよ、上記の通知についてはさらなる明確化が必要になると思われます。

また、当事務所は、2014年3月に発行したブックレット「インド2013年会社法」を、今般新たに施行された2013年会社法及び会社法規則の内容を踏まえてアップデートしました。下記一覧表の制度の詳細については、アップデートされたブックレット「インド2013年会社法」をご参照いただくと幸いです。

なお、アップデートされたブックレット「インド2013年会社法」の取得申込(無料)については以下のウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.kojimalaw.jp/inquiries/india.html>

II. お知らせ

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

◆ 「インド会社法改正を踏まえた現地実務の法律上のチェックポイント」

講師: 弁護士 小川 浩賢
弁護士 雨宮 弘和

主催 : 経営法友会
日時 : 2014年8月5日(火)14時00分~16時00分
場所 : AP 東京 11階会議室(東京駅八重洲中央口より徒歩6分)

◆ 「インド2013年会社法セミナー(仮)」

主催 : 小島国際法律事務所、J. Sagar Associates 法律事務所(インド)
日時 : 2014年10月16日(木)
場所 : アルカディア市ヶ谷(予定)

海外進出プラクティス・グループ

本ニューズレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニューズレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町2-7 五番町片岡ビル4階
TEL : 03-3222-1401 FAX : 03-3222-1405
MAIL : newsletter@kojimalaw.jp
URL : www.kojimalaw.jp

	項目	上場会社 (Listed Company)	公開会社 (Public Company)	非公開会社 (Private Company)
取締役関連の規制	居住取締役 (法 149 条 2 項)	○ (必要)	○ (必要)	○ (必要)
	罰則	違反した会社及び違反について責任ある役員 (officer) には 5 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金が科される (法 172 条)。	違反した会社及び違反について責任ある役員 (officer) には 5 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金が科される (法 172 条)。	違反した会社及び違反について責任ある役員 (officer) には 5 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金が科される (法 172 条)。
	猶予期間	【2014 年 12 月 31 日迄】*但し、通知による解釈変更の余地あり。	【2014 年 12 月 31 日迄】*但し、通知による解釈変更の余地あり。	【2014 年 12 月 31 日迄】*但し、通知による解釈変更の余地あり。
	女性取締役 (woman director) (法 149 条 1 項、Directors 規則 3 条)	○ (必要)	(1) 資本金 10 億ルピー以上の会社、及び (2) 売上高 30 億ルピー以上の会社は必要。	× (不要)
	罰則	違反した会社及び違反について責任ある役員 (officer) には 5 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金が科される (法 172 条)。	違反した会社及び違反について責任ある役員 (officer) には 5 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金が科される (法 172 条)。	
	猶予期間	【2015 年 3 月 31 日迄 (但し、法施行後に設立された会社については設立後 6 か月以内)】	【2015 年 3 月 31 日迄 (但し、法施行後に設立された会社については設立後 6 か月以内)】	
	独立取締役 (independent director) (法 149 条 4 項、5 項、Directors 規則 4 条)	○ (必要) *全取締役の 3 分の 1 以上の独立取締役の選任が必要	(1) 資本金 1 億ルピー以上の会社、(2) 売上高 10 億ルピー以上の会社、及び (3) 借入金、社債若しくは預託金が総額 5 億ルピー超の会社は必要。 *少なくとも 2 名の独立取締役の選任が必要	× (不要)
	罰則	違反した会社及び違反について責任ある役員 (officer) には 5 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金が科される (法 172 条)。	違反した会社及び違反について責任ある役員 (officer) には 5 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金が科される (法 172 条)。	
	猶予期間	【2015 年 3 月 31 日迄】	【2015 年 3 月 31 日迄】	

	項目	上場会社 (Listed Company)	公開会社 (Public Company)	非公開会社 (Private Company)
委員会関連の規制	CSR 委員会 (Corporate Social Responsibility Committee) (法 135 条 1 項)	純資産 50 億ルピー以上の会社、売上高 100 億ルピー以上の会社、及び純利益 5,000 万ルピー以上の会社は必要。	純資産 50 億ルピー以上の会社、売上高 100 億ルピー以上の会社、及び純利益 5,000 万ルピー以上の会社は必要。	純資産 50 億ルピー以上の会社、売上高 100 億ルピー以上の会社、及び純利益 5,000 万ルピー以上の会社は必要。 *非公開会社の場合、CSR 委員会の構成員として独立取締役を選任する必要はない (CSR 規則 5(1)(i)条)。
	取締役会報告書	会社が所定の金額を CSR 活動に支出しなかった場合、取締役会は、その理由を取締役会報告書で報告しなければならない (法 135 条 4 項、5 項)。	会社が所定の金額を CSR 活動に支出しなかった場合、取締役会は、その理由を取締役会報告書で報告しなければならない (法 135 条 4 項、5 項)。	会社が所定の金額を CSR 活動に支出しなかった場合、取締役会は、その理由を取締役会報告書で報告しなければならない (法 135 条 4 項、5 項)。
	猶予期間	【即時】 *CSR 委員会の 1 名以上を独立取締役とすべき義務について猶予期間は設けられていないが、独立取締役の選任の猶予期間とのバランスから、猶予が認められる可能性がある。	【即時】 *CSR 委員会の 1 名以上を独立取締役とすべき義務について猶予期間は設けられていないが、独立取締役の選任の猶予期間とのバランスから、猶予が認められる可能性がある。	【即時】
	監査委員会 (Audit Committee) (法 177 条 1 項、Board 規則 6 条)	○ (必要)	(1) 資本金 1 億ルピー以上の会社、(2) 売上高 10 億ルピー以上の会社、及び (3) 借入金、債務証券若しくは預託金の総額が 5 億ルピー超の会社は必要。	× (不要)
	罰則	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。	
	猶予期間	【監査委員会の過半数を独立取締役とすべき義務については 2015 年 3 月 31 日迄 (法 177 条 3 項)】	【監査委員会の過半数を独立取締役とすべき義務については 2015 年 3 月 31 日迄 (法 177 条 3 項)】	
	内部通報制度 (vigil mechanism) (法 177 条 9 項、Board 規則 7 条)	○ (必要)	(1) 公衆から預託金を受領している会社、及び (2) 銀行若しくは公的金融機関から 5 億ルピー超を借り入れている会社は必要。	銀行若しくは公的金融機関から 5 億ルピー超を借り入れている会社は必要。

	項目	上場会社 (Listed Company)	公開会社 (Public Company)	非公開会社 (Private Company)
委員会関連の規制	罰則	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。
	猶予期間	【即時】	【即時】	【即時】
	指名報酬委員会 (Nomination and Remuneration Committee) (法 178 条 1 項、Board 規則 6 条)	○ (必要)	(1) 資本金 1 億ルピー以上の会社、(2) 売上高 10 億ルピー以上の会社、及び (3) 借入金、債務証券若しくは預託金の総額が 5 億ルピー超の会社は必要。	× (不要)
	罰則	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。	
	猶予期間	【即時】 * 指名報酬委員会の半数以上を独立取締役とすべき義務について猶予期間は設けられていないが、監査委員会の場合とのバランスから、猶予が認められる可能性がある。	【即時】 * 指名報酬委員会の半数以上を独立取締役とすべき義務について猶予期間は設けられていないが、監査委員会の場合とのバランスから、猶予が認められる可能性がある。	
	ステークホルダー担当委員会 (Stakeholders Relationship Committee) (法 178 条 5 項)	1,000 人以上の株主、債務証券保有者、預託者及びその他の証券保持者を有する会社は必要。	1,000 人以上の株主、債務証券保有者、預託者及びその他の証券保持者を有する会社は必要。	1,000 人以上の債務証券保有者、預託者及びその他の証券保持者を有する会社は必要。
	罰則	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある役員 (officer) は、1 年以下の収監若しくは 2 万 5,000 ルピー以上 10 万ルピー以下の罰金又はそれらの併科の対象となる (法 178 条 8 項)。
	猶予期間	【即時】	【即時】	【即時】

	項目	上場会社 (Listed Company)	公開会社 (Public Company)	非公開会社 (Private Company)
役員関連その他の規制	常勤主要経営層役員 (Key managerial personnel) (法 203 条 1 項、Managerial 規則 8 条)	○ (必要) * 主要経営層役員とは、常勤のマネージング・ディレクター、CEO 又はマネージャー (これらが不在の場合には常勤取締役)、会社秘書役及び CFO をいう。	資本金 1 億ルピー以上の会社は必要。 * 主要経営層役員とは、常勤のマネージング・ディレクター、CEO 又はマネージャー (これらが不在の場合には常勤取締役)、会社秘書役及び CFO をいう。	× (不要)
	罰則	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある取締役及び主要経営層役員は、5 万ルピー以下の罰金の対象となる。違反状態が継続する場合、一日当たり最大 1,000 ルピーの追加の罰金の対象となる (法 203 条 5 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある取締役及び主要経営層役員は、5 万ルピー以下の罰金の対象となる。違反状態が継続する場合、一日当たり最大 1,000 ルピーの追加の罰金の対象となる (法 203 条 5 項)。	
	猶予期間	【即時】	【即時】	
	常勤会社秘書役 (company secretary) (法 203 条 1 項、Managerial 規則 8 条、Managerial 修正規則)	○ (必要)	資本金 5,000 万ルピー以上の会社は必要。 * インド企業省の 2014 年 6 月 9 日付通知により Managerial 修正規則が公表され、資本金 5,000 万ルピー以上の公開会社も常勤会社秘書役の設置義務を負うこととなった。	資本金 5,000 万ルピー以上の会社は必要。 * インド企業省の 2014 年 6 月 9 日付通知により Managerial 修正規則が公表され、非公開会社も常勤会社秘書役の設置義務を負うこととなった。
	罰則	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある取締役及び主要経営層役員は、5 万ルピー以下の罰金の対象となる。違反状態が継続する場合、一日当たり最大 1,000 ルピーの追加の罰金の対象となる (法 203 条 5 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある取締役及び主要経営層役員は、5 万ルピー以下の罰金の対象となる。違反状態が継続する場合、一日当たり最大 1,000 ルピーの追加の罰金の対象となる (法 203 条 5 項)。	会社は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となり、責任ある取締役及び主要経営層役員は、5 万ルピー以下の罰金の対象となる。違反状態が継続する場合、一日当たり最大 1,000 ルピーの追加の罰金の対象となる (法 203 条 5 項)。
	猶予期間	【即時】	【即時】	【即時】

	項目	上場会社 (Listed Company)	公開会社 (Public Company)	非公開会社 (Private Company)
役員関連その他の規制	会社秘書役監査 (secretarial audit) (法 204 条 1 項、Managerial 規則 9 条)	○ (必要)	(1) 資本金 5 億ルピー以上の会社、及び (2) 売上高 25 億ルピー以上の会社は必要。	× (不要)
	罰則	会社又は責任ある役員は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となる (法 204 条 4 項)。	会社又は責任ある役員は、10 万ルピー以上 50 万ルピー以下の罰金の対象となる (法 204 条 4 項)。	
	猶予期間	【即時】	【即時】	
	内部監査役 (internal auditor) (法 138 条 1 項、Accounts 規則 13 条)	○ (必要)	(1) 前会計年度中の資本金の額が 5 億ルピー以上の会社、(2) 前会計年度中の売上高が 20 億ルピー以上の会社、(3) 前会計年度中のいずれかの時点での銀行又は金融機関からの借入金残高が 10 億ルピーの会社、及び (4) 前会計年度中のいずれかの時点での預託金残高が 2 億 5,000 万ルピー以上の会社は必要。	(1) 前会計年度中の売上高が 20 億ルピー以上の会社、及び (2) 前会計年度中のいずれかの時点での銀行又は金融機関からの借入金残高が 10 億ルピーの会社は必要。
	猶予期間	【2014 年 9 月 30 日迄】	【2014 年 9 月 30 日迄】	【2014 年 9 月 30 日迄】